

第十九回国会
衆議院

大蔵委員会議録第六十一号

昭和二十九年五月二十六日(水曜日)

午後零時四十三分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君
理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君
理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君
理事 井上 良二君

大上 司君 大平 正芳君
小西 寅松君 島村 一郎君
若米 龍英君 福田 起夫君
藤枝 泉介君 中野 四郎君
福田 繁芳君 片島 港君
柴田 義男君 春日 一幸君

出席政府委員
大蔵政務次官 植木 庚子郎君
委員外の出席者
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

五月二十六日

委員池田勇人君及び佐々木三三君
任につき、その補欠として吉米地英
俊君及び片島港君が議長の名で委
員に選任された。

五月二十五日

協同組合の月賦販売チケットの印紙
税免除に関する請願(加藤高蔵君紹
介)(第四九四号)
公認会計士法の一部を改正する法律
制定促進に関する請願(三輪壽壯君
紹介)(第五〇四六号)
同(淺沼稻次郎君紹介)(第五〇四七
号)

旧駒沢練兵場跡を住宅敷地に払下げ
に関する請願(鈴木茂三郎君紹介)
(第五〇七〇号)
旧駒沢練兵場跡を学校敷地に払下げ
に関する請願(鈴木茂三郎君紹介)
(第五〇七一〇号)
の審査を本委員会に付託された。

同日

金融引締め緩和等に関する陳情書
(東京都議会議員佐々木恒司外九名)
(第三二二〇号)
電気事業に対する金利の引下げ等
に関する陳情書(長崎市桜町一番地長
崎県電力協議会会長秋山俊一郎)(第
三一三三三号)

金融引締め緩和等に関する陳情書(広
島県議会議長長嶺山袖四郎)(第三一四
三三三三号)
公認会計士法案支持に関する陳情書
(東京都丸の内三丁目社団法人日本
公認会計士協会会長太田哲三)(第三一
七九九号)

貸金業等の取締に関する法律の撤廃
に関する陳情書(熊本県青北郡二見
村下大野牧岩樹)(第三一八六六号)
在外資産の制限支払並びに換算率反
対等に関する陳情書(富山市新総曲
輪一番地社団法人富山県更生協力会
会長四ツ橋銀太郎)(第三一九六六号)
在外資産補償等に関する陳情書(松
山市萱町三丁目愛媛県社会福祉協議
会山沢和三郎)(第三一九七九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

国有財産特別措置法の一部を改正す
る法律案(吉米地英俊君外二十五名
提出、衆法第四〇号)
北海道における国有の緊急開拓施設
等の譲与に関する法律案(吉米地英
俊君外四十二名提出、衆法第四一
号)

○千葉委員長 これより会議を開きま
す。

国有財産特別措置法の一部を改正す
る法律案及び北海道における国有の緊
急開拓施設等の譲与に関する法律案の
両案を一括議題として、質疑を続行
いたします。井上君。

○井上委員 提案者になつておりま
すけれども、これは念のために、特に
この方面に詳しい提案者であります吉
米地さんに伺つておきたいのでござい
ます。この緊急開拓事業を実施する
ため、国が北海道において学校、診療
所等の用に供するための施設、この内
容ですが、これは北海道において市町
村に譲渡を必見とする学校、診療所等
の施設がどのくらいございますか。そ
れで、これは譲与ということになつて
おりますが、無償譲与ですか、有償譲
与に考へておりますか。無償譲与とす
るならば、一体全体の金額はどのくら
いものになりますか。その程度がわ
かつておりましたらお答えを願いたい
と思ひます。

○吉米地委員 お答え申し上げます。
これは終戦直後に、食糧事情とかがい
ろんな関係がありまして、国策として
集団移民を北海道にさせたわけであり
ます。集団移民をいたしましたにつき
まして、国が国費を出して学校とか診
療所とかいうようなものをつくること
にいたしましたのであります。設置いた
しました棟数は共同住宅が四百四十
一戸、小学校が六十、診療所が二十で
ございます。そうしてそれに対しては
国の支出しました金が一億七千五百
円余であります。ところが当時物価が
非常に変動いたしましたので、その予算
はこれだけの施設をすることができな
かつたのであります。そこで市町村が
一億円負担しているわけでありませ
う。これは国有財産でありますから、その
修理等は国費でやるのが当然であつ
たのであります。ところが、国からその予算が
出ないので、その維持費は全部市町村
が負担したという次第でございま
す。そういうような事情からいたしま
して、今度これに倍額をかけたような
時価払い下げということになります
と、いろいろ災害も受けております
し、今度の暴風雪でも学校が大分倒れ
ておるといふ関係で、地元ではとて
も負担する能力がないから、これは無
償で払い下げ願ひたい、こういうふう
にお願ひしたわけでございます。

○井上委員 もう一点、この国有財産
特別措置法の一部を改正する法律案、
この改正の理由は、更生保護事業の健
全な発達に資するため、公益法人たる
更生保護会に対し、国有財産の減額譲
渡または貸付をいたさんとするもので

ありますが、この公益法人たる更生保
護会というのは、どの省がこれを監督
し、また指導をいたしておるのか。そ
れからこれは一体どういふ人が集まつ
てつくつておりました、現在の責任者
はだれでありますか、それを伺いた
い。

○吉米地委員 これは法務省の管轄で
ございまして、免囚者を保護するため
に法律で民間に団体ができておりま
す。これは六法事務省の方で八通をし
て委託しております。その運営費等
は全部国庫補助になつております。そ
の最高責任者は法務省の齋藤三郎とい
う局長であります。

○井上委員 更生保護会というのは公
益法人であつて、これは民間人もそれ
ぞれ更生保護事業に協力願ひように委
託をいたして事業をやつておる。その
最高の責任者は政府の役人だ。この
点は一体どういふことになりますか。
そこをもう少し……

○吉米地委員 これは民間の更生団体
としてやつておりますけれども、免囚
者は出獄して来ても食えない人間もあ
りますし、これらを指導して職を覚え
させるとか、就職の世話をするとか、
いろいろ更生事業をやつておるので
ございまして、これは政府が直接にやる
わけに行かないので、各地の裁判所で
地元の名望家、そういうことに興味を
持つてゐる人に委託しまして、会員に
なつてもらつて、みんな集めてとめて
おく。それから保護する場所があるわ
けであります。それらは委託された人

が管理しておるのですけれども、自腹を切つてやれというわけにはいかぬから、国家が補助金を出しまして、そういう経営をやらせているわけでありまして、そこでどういふ人を任命するかというところは地方の裁判所がやつております。またどのくらいに経費がいるかということも裁判所で監督してやつておりますけれども、その最終的な最高の責任者になつておるのが法務省のこの方面の局長でございます。

○千葉委員長 片島港君。

○片島委員 私は佐々木君が病欠しておりますので、かわつて本日から大蔵委員になつたのでございますけれども、この国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者の代表格であります苦米地さんにお尋ねとお願ひをしたいと思います。

と申しますのは、本法律案は第三条第一項中の改正でありまして、特にこの改正はイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、の項に該当するもののようにありますが、私はこの第一項中のハの項に「学校教育法第一条又は第九十八条に規定する学校の施設」すなわち文部省関係の学校の施設というのが規定せられておるのでありますが、この学校教育法によらざる学校で、たとえば農林省関係などでは、地方において県営の伝習農場のごとく、やはり官公營で、文部省には関係ない学校であります。各省の教育施設というものが相当あるであります。それで国有財産を借用いたしておるものがありますので、このハの項の中で、ただ学校教育法による学校というものだけでなく、その学校の施設及びこれに準ずるもので政令で定める教育の施設、すなわち

政令をもつて、普通の学校と何らかわらない公共的な官公營のそういう教育施設というものを特にこの際追加いたしていただくことになりまして、ほとんどの府県に所在いたしますこれらの施設が、この法の適用を受けることになるのであります。非常におそくこういうことを発言いたしました恐縮ではありますけれども、手続が間に合うならば、苦米地さんほかの方々の提出の法案の中にこれを追加していただくわけには参らないか、こう考えて私は発言を求めたのであります。代表であります苦米地さんにひとつお伺ひいたします。

○苦米地委員 お話のものの中にはいわゆる各種学校というのが入つておるので、すべてをこの中に含めるといふことには疑問がありますけれども、今のお話によりまして、そのうちで政令で定めるものということであれば、これも異存がないと存じます。ただ、今このところで時間的にそれができなからぬかというところが問題になつておりますが、時間的に間に合いますれば、ぜひこれも同時に載せたい、こういう希望を持っております。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております両案中、北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案につきましては、各派共同提案の法案であり、質疑も大体尽くされたと思われまので、この際質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員長 ただいまの藤枝君の動議に御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。それではお諮りいたします。北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○千葉委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。
なお本案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、委員長に御一任願つておきます。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十六分散会

〔参照〕
北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案（苦米地英俊君外四十二名提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕